

Q1 補助金の概要は

A1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たな需要に対応するために実施する取組に要する経費に対して補助金を交付します。

Q2 新たな取組みとは、どういったものか

A2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、新たに実施する「デリバリー、テイクアウト、インターネット販売等の新規事業、サービス、感染症拡大防止策を指します。

Q3 補助金交付の対象者は

A3 市内に住所または事業所を有する事業者等であって以下の要件をすべて満たす方となります。

(1) 市税等を滞納していない

→個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を指します。

(2) 当補助金の交付を受けていない

→複数回の交付申請はできません。

(3) 令和2年3月1日以前から開業している

(4) 次のいずれにも該当しない

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与しているもの。

② 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っているもの。

③ 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの。

Q4 事業者等に含まれるものは何か

A4 個人事業主を含む中小企業者又は小規模事業者、協同組合、農業者、農事組合法人などが含まれます。

Q5 対象となる事業は

A5 市内事業所で実施する新たな取組（デリバリー、ネット販売等）となります。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合は対象外となります。

(1) 令和2年2月29日以前から行っている事業

(2) 事業を営むにあたって必要な許認可等を取得していない又は届出を行っていない事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

Q6 対象となる経費はどのようなものか

A6 以下の要件をすべて満たすもので下表に該当するものとなります。具体的な対象経費例は別紙（補助対象経費別の例）をご参照ください。また、対象経費に係る消費税及び地方消費税は含まれません。

- (1) 令和2年3月1日以降新たに開始した事業に係る経費であること
- (2) **令和3年2月26日まで**に支払いが完了している事業に係る経費であること
- (3) 物品等の購入経費にあっては、購入した物品等が市内事業所等で設置及び使用するものであること
- (4) 社会通念上相応の価格と認められる経費であること
- (5) 国、県、他の地方自治体及び市から当補助金以外の補助金等を受けていない経費であること。

補助対象経費	補助率	補助限度額
広告宣伝費	10/10以内	上限10万円
印刷製本費		
消耗品費		
備品購入費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
人件費		
サービス料及び手数料		
上記のほか、市長が特に必要と認める経費		

Q7 対象経費の要件にある「社会通念上相応の価格」とは何か

A7 物品等の購入価格が、一般的な市場価格とかけ離れていない価格であることです。

Q8 市内外に複数店舗（事業所）を展開しており、吉川市以外の自治体からすでに同様の補助金を受けている場合の取り扱いは

A8 他の自治体を実施する同様の補助金の交付を受けている経費については、当補助金の対象となりません（国や県の補助金についても同様）。ただし、すでに交付を受けている事業でも、交付対象となっていない経費で、吉川市内の店舗（事業所）で設置及び使用する物品等の購入経費は対象となります。

Q9 登記上、本店（本社）の住所が吉川市外の場合は、対象外か

A9 実態として、吉川市内に店舗（事業所）があり、実際に当該店舗（事業所）で事業が行われていることが確認できれば対象となります。ただし、備品の購入経費については、市内店舗（事業所）で設置、使用する備品の購入経費に限ります。

Q10 事業所は市内であるが、商品の製造等は市外の工場等で行っている場合は対象となるか

A10 製造場所にかかわらず、事業主体や販売元が市内事業者等であることが確認できれば対象となります。

Q11 補助率や上限額は

A11 補助率は10分の10で、補助金の上限は10万円となります。また、千円未満は切り捨てとなります。

Q12 申請方法は

A12 窓口へ直接又は郵送でのご申請をお願いいたします。なお、申請受付は添付書類も含め、必要書類がすべて揃っている状態で行います。

Q13 申請は抽選となるか

A13 申請書の受付は先着順となります。

Q14 交付申請に必要な書類は

A14 申請書（様式第1号）のほかに以下の書類を添付してご提出ください。

(1) 事業に係る経費を確認できる見積書等

→これから購入する物品等：見積書、カタログ、ネットの購入画面など

→すでに購入している物品等：領収書、レシートなど

(2) 事業を営むにあたって必要な許認可等に係る書類の写し（許認可等を必要とする業種である場合のみ）

(3) 市内で事業が営まれていることを証する書類

→直近の確定申告書、履歴事項全部証明、開業届などの写し

(4) 納期到来分市税完納証明書

→収納課で取得してください。（発行手数料が300円かかります。）

Q15 交付申請提出時に未購入の物品等は、いつ購入して良いか

A15 交付申請書の内容を精査し、市から「交付決定通知書」を送付いたしますので、当該通知日以降に購入や契約を行ってください。なお、申請時にすでに購入してしまっている物品等についてはこの限りではありません。

Q16 補助金の交付のタイミングはどの時点か

A16 当該補助金は事業完了後（実績報告書提出後）のお振込みとなります。事前の概算払いではございませんのでご注意ください。

Q17 交付決定後に申請内容と事業内容が変更になった場合、報告は必要か

A17 報告が必要となります。実施する事業内容の変更あるいは購入する物品等を変更したことにより補助金額に変更が生じる場合などは、事前に補助事業変更承認申

請書（様式第3号）のご提出をいただき、変更の承認を受ける必要があります。

Q18 申請当初より安価で購入できた場合、報告は必要か

A18 報告は不要です。ただし、購入する物品等が申請時点から変更になる場合は、一度ご相談ください。

Q19 実績報告書の提出期限はいつまでか

A19 事業が完了した日（物品購入等の領収書類の一番最後の日）から30日以内、または**令和3年2月26日（金）まで**の、いずれか早い日に提出してください。

Q20 実績報告書の添付書類は、何が必要か

A20 以下の書類が必要になります。また申請内容により添付内容が変わる場合がありますので、ご不明な場合は、ご相談ください。

（1）補助対象経費の支払いが確認できる書類

→領収書、振込明細書、レシート、納品書など

（2）購入した物品等が確認できる写真等

→（例）容器、箸、袋…写真

雑誌、WEB等の掲載…掲載部分の写し

HP作成…ページを印刷したもの

Q21 自動車などを購入した場合、財産の処分制限などはあるか

A21 所得税法第2条第1項第19号又は法人税法第2条第1項第23号に規定する減価償却資産にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する法令に定める耐用年数、それ以外の財産にあっては5年以上経過した場合は、この限りではありません。

Q22 この補助金の交付を受けた後、産業振興推進事業費補助金の申請は可能か

A22 産業振興推進事業費補助金（販路拡大事業費補助金、新商品開発支援補助金、人材確保支援補助金、創業支援補助金）との**併用は可能です。ただし、同一事業、経費については併用できませんので、ご注意ください。**